

6) 教育上の目的に応じ学生が習得すべき知識及び能力に関する情報

学 科	課 程	学生が習得すべき知識及び能力
生活科	教職 (栄養教諭二種免許状)	栄養士資格のための必修単位を取得するとともに、教育職員免許法及び同法施行規則等に定められた教科を履修し、単位を修得しなければならない。
	栄養士	栄養士法及び同施行規則等の規程による単位を修得しなければならない。
	フードサイエンティスト	栄養士の資格取得に必要な教科目に加え、「食品加工学実習」の単位を修得しなければならない。
	医療秘書	医師の機能の一部を担い、情報の円滑化に資するための知識・技能を修得する。具体的には受付業務、医療事務、料金徴収等について学ぶ。
保育科	教職 (幼稚園教諭二種免許状)	教育職員免許法及び同法施行規則等に定められた教科を履修し、単位を修得しなければならない。
	保育士	児童福祉法及び同施行規則等定められた教科を履修し、単位を修得しなければならない。
	認定ベビーシッター	保育士の資格取得に必要な教科目に加え、「在宅保育」の単位を修得しなければならない。